

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保
施策の目的	食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。
施策の現状 に対する評価	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナに係る感染予防対策の浸透や外食を控える傾向もあり、営業施設における食中毒は1件にとどまった。(不明1件) ・ 一方で、家庭においてアニサキスやフグ毒の食中毒が3件発生したことから、県民に対する予防啓発が課題である。 ・ 本年6月からのHACCPの完全義務化に向け、講習会や様々な取組によって、事業者の導入を推進してきたが、理解が不足しており、取組が不十分な事業者がいる。 ・ 食品事業者に対する食品表示講習会や相談対応等により、適正表示に対する意識が高く保たれている状況であり、令和2年度も法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生関係営業施設に対する監視指導により、生活衛生に関する健康被害の防止が図られている。 ・ 飲食店の新型コロナの感染防止と事業活動の両立において、飲食店の感染防止対策の推進が課題である。 <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護思想の普及啓発の取組により、犬猫の引取頭数は年々減少している。 ・ 犬の多頭飼育崩壊が発生したが、市町村と連携した対応や積極的な立入検査が不十分であったことが課題である。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業者向けHACCP研修を実施し、対象業種を拡大する等、HACCP導入の支援の充実を図る。
今後の取組 の方向性	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者及び消費者に対し、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 ・ 関係機関や業界団体と連携して、特に小規模事業者などに対しHACCPにもとづく指導・助言を重点的に行い、衛生管理の徹底を図る。 ・ 令和4年4月より食品表示法による原料原産地表示が義務化されることから、営業施設へ周知を徹底する。 <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館などの生活衛生関係営業施設に対する監視指導を行い、自主管理の徹底を働きかける。 ・ 飲食店の感染防止対策と事業活動の両立を進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度を創設する。 <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種々の事業や広報等を通じて動物愛護思想の普及を図る。 ・ 多頭飼育崩壊が生じないように、様々な関係団体と平時から情報共有を図る。 ・ 飼い主のいない猫による環境侵害防止と子猫の繁殖防止による引取り・殺処分の減少を目的とした地域猫活動を推進する。

事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する	40043	68148	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う	969	1914	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る	4178	4702	薬事衛生課
4	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る	21629	24559	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する	30286	34242	薬事衛生課
6	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	2569	3160	農畜産課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		40,043	68,148
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う 衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページの活用及びコンビニエンスストアへのチラシ配架等により幅広く広報をおこなう。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	食品衛生法の改正により新たに許可が必要となった食品事業者も対象としたHACCP研修の実施				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒年間発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	件	単年度値
		実績値	7.0	4.0						
		達成率	—	142.9	—	—	—	—		
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0						
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度食中毒が4件(患者数10名)発生したが、このうち監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は1件(患者数7名)であった。 患者数が50名以上の大規模な食中毒はなかった。 4件の内訳:アニサキス2件、テロトキシシン1件、不明1件 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策の浸透や外食を控える傾向もあり、令和2年度の食中毒の発生は4件と減少したが、依然として食中毒は確認されている状況である。 アニサキスによる食中毒が2件発生し、依然として寄生虫による食中毒が発生している。 全国的に食中毒原因物質の上位を占めるノロウイルスやカンピロバクターの発生は認められなかった。 食品事業者の食中毒予防に対する意識も向上が図られているものと考えられる。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア)寄生虫による食中毒が依然として発生しており、リスクの高い魚種について理解が進んでない。 イ)本年6月から事業者へ完全義務化となったHACCPについて理解が不足しており、取組が不十分な事業者がいる。 ウ)食品衛生法の改正に伴い、新たに保健所へ届出をしなければならない事業者がいるが、自らが対象業者かどうか理解されていない。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア)食品事業者に対して、魚介類の寄生虫対策の周知が不十分である。 イ)R3年6月からのHACCPの完全義務化について、認知度は高まっているが、具体的な手法について、十分に理解されていない。 ウ)新たに届出が必要な事業者を正確に保健所が把握する仕組みがなく、保健所からのアプローチが困難な状況である。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア)消費者や事業者に対し、各種広報や衛生講習会を通じて、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 イ)食品事業者が取り組む「HACCPに沿った衛生管理」が徹底されるよう、特に小規模事業者などに対して、指導助言を行う。 ウ)積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 ウ)様々な媒体やツールを用いて、幅広く周知をおこなう。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		969	1,914
			うち一般財源 (千円)	0	0
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・森永ミルク中毒被害者の救援事業に行政協力する ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		森永ミルク中毒被害者救済対策委員会への出席を維持する			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0	0.0						
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:2回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:2回 ○カネミ油症患者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症健康実態調査:実施者数5名/対象者数5名 ※KPI(検診の受診率について):鳥取大学医学部付属病院にて実施予定であったが、コロナ感染予防のため中止した。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ひかり協会に対し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査を5名に対し実施したが、全国油症治療班が行う検診事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
課題分析	① 課題	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、医療、介護、福祉に関する円滑にサービスを受けることが、一層必要とされている。
	② 原因	・65歳を迎える被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替るなど、様々なサービスが複雑化・多様化しており、患者の実態に合ったサポートが必要となっている。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課としっかりと連携し、行政に要望される事項について丁寧に説明していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品流通対策事業				
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額	
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		4,178	4,702	
			うち一般財源 (千円)	3,738	4,262	
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う 県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		食品衛生法の改正に伴い、新たに許可や届出が必要となった、該当事業者を対象とした食品表示セミナーを開催し、食品表示の適正化を図る				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0						
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日より、食品表示法が完全施行されたことから、フォローアップのための事業者向け食品表示講習会を実施した。(県内2カ所) 薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数はH30:608件、R1:846件、R2:408件であった。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度は、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 コロナの影響によりテイクアウトを始めたいという食品事業者からの相談が一時的に増加した。 	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 表示相談への対応や講習会の実施により、多くの事業者へ食品表示法に基づく新表示を指導してきたが、未だに多くの相談が寄せられていることから、事業者の表示に関する知識が十分とは言えない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 表示基準が複雑なため、食品表示に関する理解が不足している事業者がいる。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、表示基準への移行状況を確認するとともに、不適正表示に対し、監視指導により適正化を図る。 コロナ感染予防対策を十分とつたうえで、食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る		21,629	24,559
			うち一般財源 (千円)	11,291	13,600
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。 ・衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づく許可等、監視指導等を行う。 ・飲食店の新型コロナウイルス感染症の感染防止と事業活動の両立を進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度を創設する。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、引き続きこれらの施設に対する監視指導等を行い、自主管理の徹底を図る。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	営業許可取消・営業停止命令件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0						
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。 ・同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。 ・生活衛生関係営業169施設に立入検査を実施し、3施設に対して文書指導を行った。(興業場1、公衆浴場2) ・生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の生活衛生関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。 ・令和2年6月から、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組む施設の紹介事業(しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業)を開始し、感染予防に取り組む施設を県HPで公表した。 令和3年5月末現在の施設数:計1,165(内訳 飲食施設483、宿泊施設245、理容所114、美容所246、公衆浴場3、食品小売店舗74)
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 公衆浴場及び旅館における自主検査において、基準値以上のレジオネラが検出される例がある。 ア. 公衆浴場及び旅館におけるレジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。 イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店の利用控えが起き、事業活動に影響している。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. レジオネラ症防止対策の周知不十分により、営業者の認識が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。 イ. 飲食店の利用控えの原因の一つとして、飲食店利用による新型コロナウイルス感染に対する不安が考えられる。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を実施し、自主管理の徹底を図る。 イ. 飲食店の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進め、飲食店利用に対する安心を提供するため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度を創設する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する		30,286	34,242
今年度の取組内容	・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会等を開催する ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導・登録を行う ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・県内の動物の愛護及び管理の現状と課題を整理し、国の基本方針も参考にして推進計画の見直しをおこなう ・環境省が示した多頭飼育対策ガイドラインを関係機関と共有し、一層の連携を図る				
1	上位の施策		3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値		550.0	530.0	510.0	490.0	470.0	頭	単年度値
		実績値	518.0	377.0						
		達成率	—	131.5	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実	○犬・猫の引取り数 (全体)H30:574、R1:523(349)、R2:377(307) (犬)H30:183、R1:185(135)、R2:155(131) (猫)H30:391、R1:338(214)、R2:222(176) ※()は拾得者からの引取り		○犬・猫の譲渡数 (全体)H30:363、R1:339、R2:296 (犬)H30:172、R1:162、R2:124 (猫)H30:190、R1:177、R2:172		○犬・猫の殺処分数 (全体)H30:319、R1:245、R2: (犬)H30:40、R1:42、R2:13 (猫)H30:279、R1:203、R2:99					

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和2年度と比較し、犬・猫の引取数、殺処分数とも減少しており、各種取り組みにより、動物愛護思想の浸透が図られた。
課題分析	① 課題	ア) 拾得者から引取りされる犬が依然として多く見られている。(引取り数の35.0%) イ) 所有者不明の子猫(野良猫)の引取り数・殺処分数が多い。(引取り数の40.9%) ウ) 多頭飼育崩壊の事案が1件発生し、早期発見・未然防止が出来なかった。
	② 原因	ア) 犬のけい留の不徹底や所有者名示の不履行が考えられる。 イ) 動物愛護思想の欠如、野良猫への餌やりなどの不適正飼養等が一部で存在することが考えられる。 ウ) 動物に関わるすべての人に対し、動物愛護と適正飼養の普及啓発が不十分である。 エ) 事案の発生時点においては、市町村との連携が不十分だったこと及び動物愛護及び管理に関する法律に基づく立入権限が弱かった。
	③ 方向性	ア) 動物愛護週間等の事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する。 イ) 地域猫活動(TNR)を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する。 ※R2年度不妊去勢手術頭数:105匹(H24事業開始後通算442匹) ウ) 早期発見・早期解決に向けて、様々な関係団体と平時から連携し情報共有を図るとともに、法改正に伴い強化された立入検査を適正に行う。 エ) 未然防止を図るための、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の普及啓発を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課 農畜産課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業			
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		うち一般財源 (千円)	2,569
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者について、適切な情報伝達がされていない場合などに立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 ・農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値		37.0	40.0	43.0	47.0	50.0	%	単年度値
		実績値	36.6	39.9						
		達成率	—	107.9	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査は見合わせているが、産地情報の伝達が行われていないなどの疑義案件の情報提供はなかった。 ・中国四国農政局島根県拠点と定期的に連絡会を行い、立入検査や普及啓発に関して情報交換を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の施行から9年が経過し、新規事業者も増えていることから、どこまで制度について認識されているか把握できていない。 ・新型コロナウイルスの影響や新規事業者数が増えていることから、立入検査が十分できていない。 ・立入検査の際に制度について周知するだけでなく、新規事業者を中心に効果的に制度について周知を図ることができる機会、方法を検討する。